

【介護保険施設整備の手続きについて】

- 1 介護保険施設の整備に当たっては、介護保険法に基づき愛知県知事の指定を受ける必要があります(ただし、介護老人保健施設は知事の開設許可)。
指定または許可を受けるに当たって、入所型施設の整備については、各市町村の介護保険計画との整合性を図る観点から、圏域毎に必要な整備目標数を決定し、圏域会議で整備枠の承認を受けるといふ、事前協議制を採用しています。
- 2 この手続きは、「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」に定められています。
- 3 事前協議の流れは、以下のとおりです。
 - (1) 各相談センター及び整備予定地の市町村へ事前相談票を提出
 - (2) 各相談センターから整備予定の市町村へ、確認及び意見聴取
 - (3) 圏域における調整（幹事会及び研究会）
 - (4) 圏域保健医療福祉推進会議における意見聴取及び連絡調整
 - (5) 圏域保健医療福祉推進会議の結果を事前相談票提出者に通知
- 4 この手続きが必要な介護保険施設の種類は、次のとおりです。
 - (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホームのうち定員30名以上の施設）
 - (2) 介護老人保健施設
 - (3) 介護専用型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、ケアハウス、有料老人ホームのうち要介護認定者のみ受け入れるもの）
 - (4) 混合型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、ケアハウス、有料老人ホームのうち要介護認定者以外の者も受け入れるもの。整備時には7割が要介護認定者として整備枠を設定する。）